

河川空間のオープン化（地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制緩和）

現行の河川占用
許可準則(原則)
(H11年8月改正)

H14年
全国都市
再生のため
の緊急
措置

許可準則の
特例措置
(H16年3月通知)

国土交通省
成長戦略
H22.5.17

特例措置の一般化
(H23年度～)

※ 河川局長が指定した区域において実施(社会実験)

特例措置の内容を全国で実施可能に(河川局長による区域指定不要。河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定)。

占用施設

公園、運動施設、橋梁、送電線等の公共性又は公益性のある施設

占用施設

原則上の占用施設に加え、

- ① 広場、イベント施設等
(これらと一体をなす飲食店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場等)
- ② 日よけ、船上食事施設、突出看板

占用主体

- ① については、公的主体
- ② については、公的主体又は利用調整に関する協議会が認めた民間事業者

占用施設

原則上の占用施設に加え、

- ① 同左
- ② 同左

占用主体

- ①、②ともに、
 - ・公的主体
 - ・協議会等において適切と認められた民間事業者
 - ・民間事業者

占用主体

地方公共団体、公益事業者等の公的主体

現行社会実験の概要

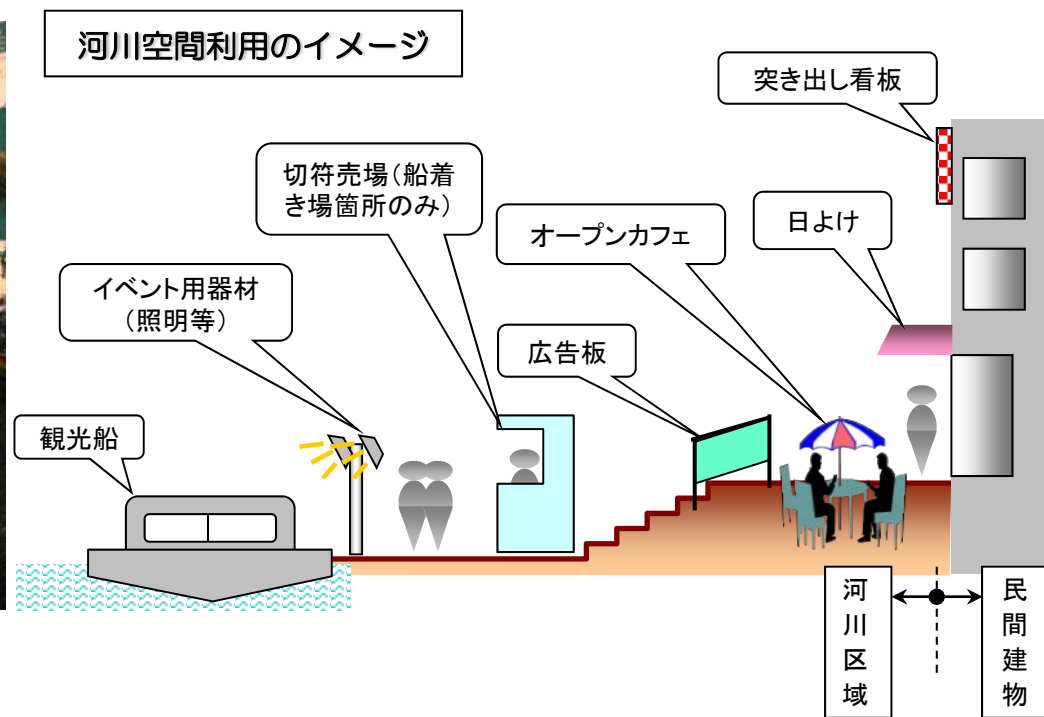
- 地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験（特例措置）として実施。
- 沙流川（平取町）、利根川（香取市）、堀川（名古屋市）、堂島川等（大阪市）、道頓堀川（大阪市）、箕面川（箕面市）、京橋川等（広島県）、那珂川等（福岡市）の8区域で実施。

現行社会実験の内容



道頓堀川（大阪市）

大阪市による川の両岸の遊歩道の整備や船着場の整備に合わせた民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催



国土交通省成長戦略(平成22年5月17日策定)

○平成23年度より、社会実験としての区域指定を行わずに全国で実施が可能とする。